

協議会意見を踏まえた利用適正化計画の改定内容について

➤ P11 5 立ち入り認定の手続きに関する事項

(1) 認定基準①ヒグマ活動期の基準

<協議会での主な意見>

より多様なニーズに応えることができるよう小ループツアーの利用機会拡大を視野に入れ、令和4年から試行枠を設定してきたが、1日あたり500人、1時間あたり7チームの上限設定があるために十分な試行実験を行うことができなかった。

<変更方針>

1時間あたりの立入可能人数及び1日あたりの利用者上限を増加し、小ループ利用機会の拡大方針を追加する。

ルートの出発点を明確に記述するとともに、大ループと小ループを同等に扱うこととする。

<変更内容>

① ヒグマ活動期の基準

第4期計画（新）	第3期計画（旧）
○利用ルートは原則として一方通行とし、<u>知床五湖フィールドハウスから、5湖、4湖、3湖、2湖、1湖、高架木道経由のルート（大ループ）と知床五湖フィールドハウスから2湖、1湖、高架木道経由のルート（小ループ）の2ルートとします。</u> ○申請者は、知床五湖登録引率者に限るものとし、当該引率者が引率する者は、1回の立入につき、1チーム11名以下（知床五湖登録引率者を含む）とします。 ○1時間あたりに新たに立ち入ることができる人数は<u>12チーム</u>（知床五湖登録引率者を含む）までとし、1日あたりの利用者数の上限は<u>700人</u>（知床五湖登録引率者を含む）までとします。 <u>○上記700人のうち概ね200人程度を小ループのツアーに割り当て、小ループの利用の充実を図ることとします。</u> <u>○小ループのツアー枠の設定については、関係者で安全面及び運営面に留意した年次計画を作成し、段階的に引き上げることとし、登録引率者審査部会において実施の</u>	○申請者は、知床五湖登録引率者に限るものとし、当該引率者が引率する者は、1回の立入につき、1チーム11名以下（知床五湖登録引率者を含む）とする。 ○1時間あたりに新たに立ち入ることができる人数は<u>7チーム</u>（知床五湖登録引率者を含む）までとし、1日あたりの利用者数の上限は<u>500人</u>（知床五湖登録引率者を含む）までとする。 ○利用ルートは原則として一方通行とし、<u>入口から、五湖、四湖、三湖、二湖、一湖、高架木道経由のルート（大ループ）を基本とする。また、大ループの運用上の支障がない範囲で、入口から二湖（湖畔展望地の往復利用を含む）、一湖、高架木道経由のルート（小ループ）の運用を可能とする。</u>

<u>可否を判断するものとします。</u>	
○利用の平準化を図るため、各ルートで概ね 10 分ごとに 1 チームの立ち入りとします。	○利用の平準化を図るため、各ルートで概ね 10 分ごとに 1 チームの立ち入りとする。

➤ P13 5 立ち入り認定の手続きに関する事項

(3) 注意事項 (利用ガイドライン)

＜協議会での主な意見＞

利用者の行動指針を分かりやすく示すことが必要。

＜変更方針＞

食品の持ち込みがヒグマ対策のための持ち込み禁止であることを明確化し、ヒグマとの遭遇を減らすための具体的な行動を追加する。

全体的にヒグマとの遭遇を防ぐためのルールが強化され、より具体的な行動指針とする。

＜変更内容＞

(3) 注意事項 (利用ガイドライン)

第 4 期計画 (新)	第 3 期計画 (旧)
○利用調整地区への立入の前に、知床五湖フィールドハウスにおいて北海道地方環境事務所が行う事前レクチャーを受講していること。	○利用調整地区への立入の前に、知床五湖フィールドハウスにおいて北海道地方環境事務所が行う事前レクチャーを受講していること。
○利用調整地区内に外部から動植物を非意図的に持ち込むことのないよう、衣服、靴等に付着した種子及びや土壌の除去に努めること。	○利用調整地区内に外部から動植物を非意図的に持ち込むことのないよう、衣服、靴等に付着した種子及びや土壌の除去に努めること。
○ <u>ヒグマの誘引を防止するため</u> 、利用調整地区内に食品（気密性のある容器包装に入れ密封しているもの及び飲料であるものを除く。）を持ち込まないこと。	○利用調整地区内に食品（気密性のある容器包装に入れ密封しているもの及び飲料であるものを除く。）を持ち込まないこと。
○ <u>見通しの悪い場所において音や声を出す等、ヒグマとの遭遇を回避する行動に努めること。</u>	
○利用調整地区内で喫煙又は調理若しくは食事をしないこと。	○利用調整地区内で喫煙又は調理若しくは食事をしないこと。
○湿原等の植生を踏み荒らすことのないよう、歩道以外の区域に立ち入らないこと。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。	○湿原等の植生を踏み荒らすことのないよう、歩道以外の区域に立ち入らないこと。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。
○歩道の管理又は利用者の安全の確保その他の理由により立入が制限された歩道を通行しないこと。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。	○歩道の管理又は利用者の安全の確保その他の理由により立入が制限された歩道を通行しないこと。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。

い理由がある場合にはこの限りではない。 ○北海道地方環境事務所長が定める順路を遵守すること。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。 ○他の利用者がヒグマに遭遇し、引き返す等避難している場合は、速やかに避難すること。 ○ヒグマ活動期の立ち入りにあつては、引率者の指示に従うこと。 ○植生保護期において、ヒグマと遭遇した場合には、ヒグマに刺激を与えないよう配慮し、<u>十分な距離を保った上で速やかにその場から離れること。</u> <u>○ヒグマと遭遇した場合には、知床五湖フィールドハウ</u> <u>スに情報提供すること。</u> ○環境省、北海道、斜里町及び指定認定機関に所属する職員その他関係する職員（以下「関係職員」という。）の指示に従うこと。	い理由がある場合にはこの限りではない。 ○北海道地方環境事務所長が定める順路を遵守すること。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。 ○他の利用者がヒグマに遭遇し、引き返す等避難している場合は、速やかに避難すること。 ○ヒグマ活動期の立ち入りにあつては、引率者の指示に従うこと。 ○植生保護期において、ヒグマと遭遇した場合には、ヒグマに刺激を与えないよう配慮し<u>つつ引き返す等、速やかに避難すること。</u> ○環境省、北海道、斜里町及び指定認定機関に所属する職員その他関係する職員（以下「関係職員」という。）の指示に従うこと。
--	---

➤ その他の変更事項

- ・ 文章の簡素化、分かりやすい表現への変更【全体】
- ・ データの更新【全体】
- ・ 自然公園法改正（野生動物への餌やり、つきまといの禁止）の内容を反映【１．（１）②】
- ・ 世界遺産地域管理計画（改定手続き中）を反映【１．（１）②】
- ・ アフターコロナの利用者の構造変化を記載【１．】【１．（２）②】
- ・ 踏圧による植生荒廃からの回復状況に加え、外来植物の侵入状況についてもモニタリングすることを明記【１．（２）①】【４．（２）】
- ・ 高架木道の計画的な更新について記載【２．（４）】